

## 令和元年度第2回 奈良県子どもの貧困対策会議 議事録

日 時:令和2年1月23日(木)

場 所:修徳ビル 地下1階中会議室

### 議事(1) 子供の貧困対策大綱の見直し等について

#### ・資料1～3により事務局から説明

(農野会長)

子どもの貧困に関する指標について、推移を把握することが難しいものはあるでしょうか。

(こども家庭課)

「電気、ガス、水道料金の未払い経験」については、毎年度把握することは難しいと考えています。

他の指標についても、国が都道府県別の値を公表しない場合は、各都道府県が調査する等の必要が出てくるため、例えば、子どもの貧困率については、都道府県別の数値を出してほしいと国に要望しているところです。

(農野会長)

毎年度が難しいものは、例えば、国勢調査で分かるようなものは5年スパン等で考えていっても良いかもしれません。

(谷委員)

国の大綱も踏まえ、奈良県でも、スクールソーシャルワーカーの効果的な活用について検討していただけたらと思います。

子どもの課題に対しては、不登校や非行、ゲーム依存等の表に現れてくる事象に、どのような背景要因があるのかを丁寧に見立てていくことで、より効果的な支援の手立てが考えられます。

スクールソーシャルワーカーの人数や配置時間を増やすことも勿論重要ですが、どういった方法で活用するか、具体的な方法について検討することも重要だと思います。

(兒玉委員)

奈良県の計画には、国の大綱を最低限のものとして、どのような上積みをするのかを議論していく必要があるかと思っています。

例えば、最低賃金について、奈良県は近隣の府県と比べて最低賃金が低いので、その点で工夫することがあるのではないのでしょうか。

また、養育費の支払い確保について、現在、明石市で支援が検討されておりますが、奈良県でもどのように考えるのかという問題があると思います。

### 議事(2)子どもの生活に関する実態調査の速報(抜粋版)について

#### ・資料4により事務局から説明

(森本委員)

ひとり親家庭に対するアンケート調査の回収率がかなり低くなっています。

資料を見ると、ひとり親家庭の家計や住まいの状況が、前回に比べて改善しているように思えますが、経済状態等が良くない家庭ほど、アンケートに回答したくないと思われるので、未回答の家庭を含めると、実際には、貧困家庭や持ち家がない家庭の比率が高くなるのではないでしょ

うか。

また、未就業の理由について、「その他」の比率が3割ほどありますが、どのような内容だったのでしょうか。

(こども家庭課)

現在分析中ですので、また委員の皆様にご報告できたらと思っております。

(農野会長)

ひとり親家庭に対する調査については、今回、回収率が1割ほど減っているの、参考程度にという形になってしまうのかなと思います。むしろ、当会議の委員は、いろんな分野で活躍されている方々ですので、色々なご意見をいただくことが大事だと認識しています。

(兒玉委員)

養育費を取り決めていない理由について、「相手に支払う意思や能力がないと思ったから」「相手と関わりたくないから」等の各回答と、本人及び相手方の収入とをクロス集計することは可能でしょうか。

例えば、本人の経済状況について、ゆとりがあるのか、切羽詰まっているのかでどのような違いが見られるのか。あるいは、相手方の経済状況について、そもそも請求してもしょうがないような状況なのか、請求すればちゃんと回収できるのに、本人が放っているような状況なのか。そのような点を今後の集計のなかで見えていくことはできるのでしょうか。

(こども家庭課)

本人の年収とのクロス集計は可能です。相手方の年収は今回聞いておりません。

(農野会長)

今後、何らかの形で離婚前の年収と離婚後の収入を比較することができれば、どの程度厳しくなったかが分かるかもしれません。

また、「相手と関わりたくないから」が3割ほどありますので、やはり誰かが間に入る必要があると思います。

(宇城委員)

今、国では家庭的養護を推進していますが、奈良県では里親が少ないと思っています。一方で、母子生活支援施設は県内に3施設あり、母と子が一緒に暮らすことができるため、積極的に活用していただけたらと思います。

(農野会長)

子育ての悩みの主な相談者について、前回と比較すると「公的な相談所」に相談する方の比率が増加していると言うことですが、やはり子育て相談については、相談窓口のさらなる周知や、あるいは妊娠期から見守っていく様な体制づくり等が必要だと思います。

また、こども食堂については、認知度は高くなっていますが、「利用しないと思う」と回答した方が多くなっています。今後、こども食堂も含めた放課後の子ども達の居場所を、どういう風に地域の中でつくっていくかをしっかりと考えていかなければいけないと思います。

(松本委員)

課題を抱える子どもに対しては、学校だけで対応していくのは難しいと常々感じています。いろいろな機関と連携を取りながら対応していきたいのですが、特に、行政の子育て相談窓口と連携をとって関わっていただきたい。保護者としては、相談窓口で具体的にどのようなアドバイスが受けられるのかが分かりにくいので、自分からはなかなか相談に行きにくい状況がまだあるかと思

います。

(吉岡委員)

スクールソーシャルワーカーを有効に活用するという中で、不登校や非行等の背景を丁寧に見立てていく必要があるという話がありましたが、多くの中学校では、この点を踏まえ、家庭訪問等を通じて家庭の様子把握に努めています。

ただ、時間がかかったり、すべては把握できないというおそれもありますので、中学校では、重要なことがある場合には、行政と連携して対応しています。

なお、こうした家庭では、保護者が7時8時にならないと帰宅されないというところも多いので、働き方改革がある中、今後の家庭訪問については心配しています。今は先生方が熱い気持ちで携わってくれていますが、今後、働き方改革との兼ね合いが議題となってくるのではないかと思いますので、そうした点でも他の機関と連携できればありがたいと思います。

それから、住まいの状況について、持ち家の比率が前回より増加しているとありますが、実際にはまだまだ低い状況にあると思います。また、同じ持ち家でも、ローンを抱えていてそのために負担がある家庭がないかと気になりました。

(農野会長)

回収率から考えると、前回からどれだけ変化したかという比較は難しいかもしれませんが、他府県で似た調査を実施しているところを参考に、他府県のデータと突き合わせて考えていただけたらと思います。

(岡田委員)

年収が200万円や300万円と、非常に低い家庭が多い中、果たしてどのような支援が適切なのかと考えてしまいます。

ひとり親世帯や共働き世帯の就業支援に関して、児童養護施設では、子育て短期利用事業、ショートステイ、トワイライトステイ等を実施していますが、ホテルの空き部屋を探すような感覚でこれらの制度を利用する世帯が、実は重篤なケースであることも多いです。

こうした利用がきっかけで相談支援が始まることもあるのですが、現状では、これらの制度について使いにくい、わかりにくいというところがあるので、施設によっては、そもそも空きがないというところもありますが、できれば、窓口を一本化していただきたいと思います。

(森委員)

先程、大綱の項目にある施策が、既存の取組の羅列だという意見がありましたが、私もそのように思います。これから、奈良県として、保護者に対する就労支援を行っていくために、ハローワークと県が今まで以上に連携を図って、計画に盛り込んでいただければと思います。

また、大綱には、働き方改革ということで、同一労働同一賃金の導入を進めていくという内容があります。これについては、労働局としても、取組を進めていきたいと考えています。

(農野会長)

子供の貧困対策に関する大綱(概要)2頁の「目的・理念」に、「地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち」とありますが、これは長年抱えてきた課題です。

今回の調査の中で、子育ての悩みの相談者について、民生児童委員が0となっていますが、これは実態を表していないと思います。例えば、子育てサロン等には多くの民生児童委員がボランティアとして携わっておられますが、子育てサロンに相談しても、相談した方には「民生児童委員に相談した」という認識はないということが考えられます。これは、残念なことでもありますが、役職よりも名前で接することが重要だという点から考えると、これはこれで良いことなのかもしれません。「地域や社会全体で課題を解決するという意識を高く持つ」ことを、関わっている人達が意識することが重要だと思います。

近年、国際ソーシャルワーカー連盟が出したソーシャルワークグローバル定義のなかで、『社会的結束』あるいは『集団的責任』というものがあります。他者や環境にも集団（国民であるか、地域住民であるか、レベルは様々ですが）としての責任を負う、集団責任という事を考えながら、ソーシャルワーク活動を行い、啓発を行って、価値観が多様化する中で共通の価値観に注目し、社会としての結束を高めていく、というものです。

理解がなかなか難しいので、計画に盛り込むのは抵抗があらうかと思いますが、実際にソーシャルワーカーが活動する中には、この考え方が入っています。

児童相談所を中心として児童虐待対策に取り組む中、いくつかの地域では、地域で子どもを守っていきこうという機運が生まれてきています。これらの地域では、町づくりの中で、あるいは、放課後の子どもの居場所づくりの中で、地域住民が、「地域の子どもを皆で守っていきこう」という活動をされてきています。

また、今回の児童福祉法改正では、子どもを叩いてはいけないということが盛り込まれましたが、こうしたことを親に対して、こんこんと説明して価値を共有し、その結果、家族の問題が解消し、保護者が「地域の中でこれだけの人に助けられて私達は子どもを育てることが出来ました」という実感を持ち、社会的なまとまりをつくっていくことが、ソーシャルワークの極意だと思います。各所で活動しているソーシャルワーカーの方々には、是非、集まって活動を起こしていただけたらと思います。

（谷委員）

スクールソーシャルワーカーと関係機関の連携については、具体的なつながり方を考えていくことも重要だということを改めてお伝えさせていただきます。

また、調査結果のうち、住まいの状況について、持ち家か賃貸かといった調査をされていますが、持ち家の中でも、どのような状態なのかを詳しく調査できるようにであれば、整理していただきたいと思います。例えば、ガスのスイッチが壊れたけれども、お金もないし、修理の手配をする時間もないというところや、お風呂に入れないというところを、現場で経験しています。こういった状況も、家計の収入とクロスすると、何か課題が見えてくるのではと思います。

そして、相談の状況について、相談するところがない、あるいは相談に行きづらいという回答には、遅くまで仕事をしているので相談する時間に余裕が無いというところもあるかもしれないため、勤務時間についても整理できればと思いました。

加えて、相談に行った後、どのような支援につなげられるかといった問題や、子ども食堂については知っているけれども、利用するには敷居が高いといった点については、相談員の資質向上が重要になってくるかと考えていますが、どのように資質を高めていくのかということが、今後の課題だと思います。

（兒玉委員）

調査結果のなかで「世帯の収入」とある部分について、世帯主の就労収入なのか、公的な給付等を含めた収入なのか、あるいは、額面収入なのか、手取り収入なのかといった点を分かるように整理していただけたらと思います。

（農野会長）

本日は、多くのご意見をいただきました。事務局には、一度整理して、次回の会議に向けて準備していただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

それでは、本日の会議を終了します。